

船橋市医師による精神保健福祉相談実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第47条の規定に基づき、医師による精神保健福祉相談（以下「相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談の実施方法)

第2条 相談は、原則として毎月4回とし、保健所において行う。

2 相談は、予約制で行い、1回につき3人まで受け付けるものとする。

(対象者)

第3条 相談の対象者は、市内に居住している精神障害者（その疑いのある者を含む。）又はその家族とする。

(相談医の設置)

第4条 相談を実施するため、相談医師（以下「相談医」という。）を置く。

(職務)

第5条 相談医は、精神障害者又はその家族からの精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な助言、指導、医学的判断等を行うものとする。

2 相談医は、必要に応じて保健所職員とともに訪問指導を行うものとする。

(委嘱)

第6条 相談医は、法第18条に規定する精神保健指定医のうちから市長が委嘱する。

2 相談医の定数は、4人以内とする。

3 相談医の任期は、1年とする。ただし、補欠の相談医の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談医は、再任されることができる。

(報償)

第7条 相談医に対する報償は、相談1日の従事につき27,500円とする。

(公務上の災害補償)

第8条 相談医が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

(相談内容の記録)

第9条 相談に従事した相談医及び職員は、相談内容を所定の用紙に記録しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。